

（総 則）

第1条 供給者（以下「乙」という。）は、別紙の仕様書、見本等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の契約金額をもって、表記の印刷製本（以下「印刷等」という。）を行い、表記の納入期限内に、表記の納入場所において、発注者（以下「甲」という。）に納入しなければならない。

2 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、印刷等を行ううえにおいて当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で行うものとする。

（見本の承認）

第2条 仕様書の定めるところにより、乙は、当該見本について、甲に承認書で承認を求め、その後でなければ印刷等に着手してはならない。ただし、当該見本の提出を甲が必要ないと認めたときはこの限りではない。

（原稿の交付等）

第3条 甲は、原稿及び見本（以下「原稿等」という。）を契約確定後直ちに乙に交付するものとする。ただし、仕様書において交付する時期を別に定めたときは、この限りでない。

2 乙は、甲から交付された原稿等について、滅失、き損等の事故を生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3 乙は、甲から交付された原稿等を、印刷物の納入と同時に甲に返還しなければならない。

（材料の支給等）

第4条 印刷等のために使用する材料の全部又は一部を甲から乙に支給する場合における品目、数量、材質並びに引渡しの期日及び場所、その他必要な事項については、仕様書に定めるところによる。

2 乙は、引渡しを受けた材料のうち不用となったものがあるときは、すみやかに仕様書に定められた場所において甲に返還しなければならない。

3 乙は、引渡しを受けた材料を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

（損害賠償）

第5条 乙は、第3条第1項の規定により交付された原稿等又は前条第1項の規定により支給された材料を滅失又はき損したときは、これにより生じた甲の損害を賠償するものとする。ただし、滅失又はき損が甲の故意または過失その他甲の責に帰する理由により生じた場合、又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

（使用材料の品質等）

第6条 乙は、印刷等のために使用する材料のうち、乙において調達するものの品質、銘柄等が仕様書に明示されていないときは、それぞれ中等以上のものを使用しなければならない。

（監 督）

第7条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

（納品書の提出等）

第8条 乙は、印刷物を納入するときは、納品書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、印刷物を納入するときは、あらかじめ指定された期限に従い分割して納入する場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 乙は、いったん甲に納入した印刷物を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

（検 査）

第9条 甲は、前条第1項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に甲の職員をして検査を行わせるものとする。この場合において必要があるときは、甲が自ら又は第三者に委託して分解又は試験をして検査を行うことができる。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形又は消耗き損した印刷物に係る損失は、すべて乙の負担とする。

5 甲は、第1項の検査について、印刷物の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

（手直し又は引換え）

第10条 乙は、納入した印刷物の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、すみやかにその不合格となった印刷物を引き取ったうえ、手直し又は引換えにより、仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。

2 前項の場合において、甲は1回に限り、手直し又は引換えのための期間として相当日数を指定することがある。

3 乙は、第1項の規定により手直し又は引換えが完了したときは、その印刷物を納入場所において甲に納入するとともに、第8条第1項に定める納品書を甲に提出しなければならない。

ならない。

（手直し等に係る検査）

第11条 甲は、前条第3項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 第9条の規定は、前項の検査について準用する。

（減価採用）

第12条 甲は、第9条第1項又は前条第1項の検査（以下「検査」と総称する。）に合格しなかった印刷物について、その種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

2 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（所有権の移転、引渡し及び危険負担）

第13条 印刷物の所有権は、印刷等に使用する材料の全部又は主要な部分を甲から支給した場合を除き、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、乙から甲に移転する。

2 印刷物は、検査に合格したとき又は前条第2項の協議が成立したときに、甲に対し引き渡されたものとする。

3 前項の規定により甲に引き渡される前に生じた印刷物についての損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

（契約不適合責任）

第14条 乙は、印刷物の品質不良、変質、数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（納入期限の延長等）

第15条 乙は、納入期限内に印刷物を納入することができない理由が生じたときは、すみやかにその理由、遅延日数等を詳記して、甲に納入期限の延長を願い出なければならない。

（期限延長の認定）

第16条 前条の規定による願出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

（遅延違約金）

第17条 第15条の規定による願出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものであるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の延長を認めることがある。

2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額にこの契約の締結の日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「甲に適用する遅延利息の率」という。で計算した額とする。

3 第8条第2項ただし書の規定により、印刷物の一部が納入され又は印刷物の一部について検査に合格し、かつ、甲において分割して納入された部分又は検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において、第1項の規定により遅延違約金を徴収するときは、当該遅延違約金は契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第10条第2項の規定により手直し又は引換えの期間を指定した場合において、当該手直し又は引換えに係る印刷物が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 第12条の規定により減価採用した場合において当該減価採用に係る印刷物が納入期限後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延違約金は減価採用額を基礎として計算する。

6 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約内容の変更等）

第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は印刷等を中止させることができる。

（事情変更による契約内容の変更）

第19条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

（契約金額の増減に伴う契約保証金の変更）

第20条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させ、又は返還する。

（協議解除）

第21条 甲は、業務が完了するまでの間は、第22条及び第22条の2の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。

- 2 甲は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、納入期限を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 納入期限内に完了しないとき、又は納入期限経過後相当の期間内に印刷物を納品する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属する。ただし、正当な理由による乙からの願出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定により契約が解除された場合において、当該解除が納入期限後に行われたときは、甲は、納入期限の翌日から解除の日（願出に基づく場合は、その願出書受理の日）までの日数に応じ、契約金額に甲に適用する遅延利息の率を乗じて計算した金額を徴収するものとする。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合は、これを徴収しないことがある。

（甲の催告によらない解除権）

第22条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の印刷物を納品させることができないことが明らかであるとき。引き渡された印刷物に契約不適合がある場合において、その不適合が印刷物を除却した上で再び納品しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (2) 乙がこの契約の印刷物の納品の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の印刷物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履

行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (8) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法7条の2（同法8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (9) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約解除の場合における既納物品の取り扱い）

第23条 第22条第1項又は前条の規定により契約が解除された場合においてすでに納入された印刷物（以下「既納印刷物」という。）があるときは、甲は、必要と認める既納印刷物の全部又は一部を、その所有とすることができる。

- 2 前項の規定により甲の所有とする既納印刷物の代価については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により甲の所有とした既納印刷物以外のものを、甲の指示する期間内に、乙の負担において引取らなければならない。
- 4 第22条第2項の規定により契約保証金が甲に帰属した場合において、第1項の規定により既納印刷物の全部又は一部を甲の所有としたときは、甲は、その契約保証金のうち当該既納印刷物の代価の100分の10に相当する額を乙に返還するものとする。

（賠償の予定）

第24条 乙は、この契約に関して、第22条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。印刷物を納品した後も同様とする。ただし、次に掲げる場

合は、この限りではない。

- (1) 第22条の2第1項第8号又は第9号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が損害を生じていないと認める場合。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相 殺）

第25条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（代金の支払）

第26条 乙は、印刷物を完納（あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。）し、かつ、甲の検査に合格した後又は第12条第2項の協議が成立した後でなければ代金を請求することができない。

- 2 乙は、甲の定める手続きに従って、書面により代金を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。
- 4 甲は、第3項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払期間の翌日から支払をした日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「甲に適用する遅延利息の率」という。）で計算した額の支払を甲に請求することができる。

第27条 乙は、第23条第1項の規定により甲の所有とした既納印刷物の代金を、同条第3項に定める既納印刷物の引取り後でなければ請求することができない。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の請求に基づき支払を行う場合について準用する。

（契約保証金の返還等）

第28条 甲は、乙の請求に基づき、契約保証金の全部または一部を代金の支払いの時に返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第22条第1項又は第22条の2の規定により契約が解除された場合において、返還すべき契約保証金があるときは、甲は、乙の請求に基づきその請求があった日から起算して30日以内に返還する。ただし、乙は第18条第3項に定める既納物品の引き取りの義務を履行しないときは、その履行が完了するまで契約保証金の返還を甲に請求することができない。

3 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

（契約保証金の納付が免除されている場合の特則）

第29条 乙が契約保証金の納付を免除されている場合において、第22条第1項の規定により契約が解除されたときは、その解除の理由が同条第2項ただし書の規定に該当する場合を除き、乙は、契約金額の100分の10に相当する額（第23条第1項の規定により既納印刷物の全部又は一部を甲の所有とした場合にあつては、契約金額から既納印刷物の代価を控除した額の100分の10に相当する額）を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合の特則）

第30条 第20条、第22条第2項、第23条第4項及び第28条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合について準用する。この場合において、「契約保証金」とあるのは「契約保証金の納付に代えて提供された担保」と読み代えるものとする。

（権利の譲渡等）

第31条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（下請負等の禁止）

第32条 乙は、この契約について印刷等を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（秘密の保持）

第33条 乙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。
2 乙は、仕様書の定めるところにより、印刷物の原版、印刷損紙等を甲に引き渡し、又は甲の立会いのもとに処分しなければならない。

（疑議の決定等）

第34条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない細部の事項については、多摩市契約事務規則によるものとし、同規則により難しいときは、その都度甲乙両者で協議の上決定する。この場合において協議がととのわないときは甲が決定する。

上記契約の証として、甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

(総 則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である多摩市をいう。
- (2) 乙 多摩市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行なう者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行なう者又は団体
- (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
 - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ. 前各号に掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する又は解除することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどし

ていると認められるとき。

- (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かに係わらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
 - 4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行なうものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (3) この契約に関して乙の下請業者又は工事関係業者がある場合、乙は、下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により乙が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 乙が前項の報告、届出等を怠ったときは、甲は状況に応じて契約解除、入札参加停止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者又は工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。
 - 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。